**セントラルスクゥエア占用（変更）許可申請書**

申請先　　長野市長

＊太枠内を記入してください。

|  |
| --- |
| 令和　　　年　　　月　　　日　　　　〒　　　　－住 所申請者 団体名代表者　役職　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 　 　　　　　　　　　担当者氏名連絡先　　　　（電話）　　　　　　－　　　　　　次のとおり、都市公園法第6条第1項（第3項）の規定により、占用の許可を受けたいので申請します。 |
| 占 用 公 園 名 | セントラルスクゥエア |
| 占 用 の 目 的 | 　 |
| 占 用 の 期 間 | 令和　　　年　　　月　　　日　（　　　）から令和　　　年　　　月　　　日　（　　　）まで |
| 設置する工作物その他物件又は施設の名称及び構造 | 物件種別 | 構造 | 長さ　(m) | 幅　(m) | 面積　(㎡) |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 工事実施の方法 | □申請者において設置　　　 □請　負　　　 □委　託 |
| 工 事 の 期 間 | 設置工事 | 　　　日間 | 撤去工事 | 　　　日間 | 工事期間は占用期間内に含む |
| 公園の復旧方法 | 申請者において清掃後、ゴミは持ち帰る。その他、原状に復する。 |
| 添 付 書 類 等 | □位置図 □平面図 □占用面積求積図 □構造図 □縦断図 □横断図　□写真　　 |

市処理欄

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　付 | 起案日 | 令和　　年　　月　　日 | 公開区分 |  | 情報公開条例第7条第　　　号 |
|  | 決裁日 | 令和　　年　　月　　日 | 許可番号 | 長野市指令　　市整第　　　　　号 |
| 主　務 | 係 | 係　長 | 補　佐 | 課　長 | 部　長 |
|  |  |  |  |  |  |
| 本件は、都市公園法第７条第　　号に該当し、一般の公園利用に著しい支障を及ぼさず、必要やむを得ないものと認められるため、別紙のとおり許可したい。 | 使用料 | 有料　　　　　円・減免 |
| 算出式 |  |

**都市公園（セントラルスクゥエア）占用申請にあたって**

1　　　申請を行うことができる団体

* 特に制限はありません。

2　　　申請の方法

* 「長野市都市公園（セントラルスクゥエア）占用許可申請書」に必要事項を記載の上、必要な添付書類を付けて都市整備部市街地整備局市街地整備課に提出してください。

3 個人情報の保護

* これに係る個人情報は、この目的以外には使用しません。また、市が責任をもって管理するものとします。

4 許可等の要件

都市公園法第７条及び都市公園法施行令第12条に規定する下記物件で、一般公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められるものとします。

□　都市公園法第７条 第１号　電柱、電線、変圧塔その他これに類するもの

□　　　　　同 第２号　水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもの

□　　　　　同 第３号　通路、鉄道、公共駐車場その他これに類する施設で地下に設けられるもの

□　　　　　同 第４号　郵便差出箱、信書便差出箱、又は公衆電話

□　　　　　同 第５号　非常災害に際し災害にかかった者を収容するために設けられる仮設工作物

□　　　　　同 第６号　競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し用の仮設工作物

□　　　　　同 第７号　前各号に掲げるもののほか、政令で定める下記工作物、物件又は施設

□　都市公園法施行令第12条第２項第１号　　 　標識

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　　　　　同 | 第１号－２ | 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの |
| □　　　　　同 | １号－ 第１号－３ | 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの |
| □　　　　　同 | 第２号 | 防火用貯水槽で地下に設けられるもの |
| □　　　　　同 | 第２号－２ | 蓄電池で地下に設けられるもの |
| □　　　　　同 | 第２号－３ | 国土交通省で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの |
| □　　　　　同 | 第３号 | 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの |
| □　　　　　同 | 第４号 | 索道及び鋼索鉄道 |
| □　　　　　同 | 第５号 | 警察署の派出所及びこれに附属する物件 |
| □　　　　　同 | 第６号 | 天体、気象又は土地観測施設 |
| □　　　　　同 | 第７号 | 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 |
| □　　　　　同 | 第８号 | 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置き場 |

1. 占用物件の外観、構造等については、下記の点に留意するものとします。
	* 占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること。
	* 地上に設ける占用物件の構造は、公園施設の保全、利用に支障無いよう倒壊、落下等を防止する措置を講ずること。
	* 地下に設ける占用物件の構造は、公園施設の保全、利用に支障の無いよう堅固で耐久力を有するものとすること。

6 占用に関する制限は、次のとおりです。

* 公園を横断するような電線は、やむを得ない場合を除き地下に設けること。
* 水道管、ガス管、下水道管の本線を埋設する場合には、 1.5ｍ以上の深さに埋設すること。
* 防火用貯水槽で地下に設けるものは、１ｍ以上の深さに水槽を設けること。

標準事務処理期間

* 申請書の事務処理、許可書の発送までに概ね１週間程度かかりますので、申請はその期間を見込み早めにお願いします。